

令和2年度 みんなの命を守る「高齢者制限運転」推進事業  
「制限運転」啓発ポスター・チラシ等作成  
業務委託仕様書

1 業務の目的

啓発ポスター・チラシの配布や宣誓者に対する宣誓証書等の交付により、「制限運転」を推進し、安全に運転を続けられる「運転寿命」を延ばすとともに、高齢運転者の交通事故防止を図る。

2 業務の名称

令和2年度 みんなの命を守る「高齢者制限運転」推進事業  
「制限運転」啓発ポスター・チラシ等作成業務

3 業務の実施期間

契約の日から令和2年8月21日（金）まで

4 委託業務の内容

以下の業務を、企画・実施するものとする。

(1) 啓発ポスター・チラシの作成

啓発ポスター・チラシを作成し、令和2年8月21日（金）までに宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課に納品する。

○ 啓発ポスター

200枚/A2版、「制限運転」啓発を促す内容を掲載

○ 啓発チラシ

75,000枚/A4版、上記ポスターの内容に同じ

(2) 宣誓証書の作成

宣誓証書を作成し、令和2年8月21日（金）までに宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課に納品する。

○ 宣誓証書

2,600枚/A4版厚紙、記載内容については別紙2のとおり

(3) 啓発グッズ（車内に取付可能な啓発グッズ）の作成

啓発グッズを作成し、令和2年8月21日（金）までに宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課に納品する。

○ 宣誓者の使用車両の車内に取付可能な啓発グッズ

2,600個/宣誓者自身の「制限運転」啓発に効果的な内容のもの。

5 成果品

(1) 報告書

(2) 啓発物品

6 参考資料（別添）

(1) 別紙1『制限運転』に関する資料

(2) 別紙2（宣誓証書の記載内容）

## 別紙1 『制限運転』に関する資料

『制限運転』とは、

### (定義)

- 高齢運転者が自身の体調・運転能力を踏まえ、運転しない時間帯や場所などを自ら決め、無理な運転を控えることにより、交通事故を防止し、運転寿命を延ばす啓発活動を「制限運転」という。
- 交通事故防止対策の一環として、国の有識者会議が2017年に提唱し始めた取組で、全国的には、「補償運転」という名称で提唱され、本県では、「制限運転」という名称を使用しており、現在、県内でも高齢者の間で実施が広がっている。

### (背景)

全国的に高齢運転者による重大事故が大きな問題となっており、本県においても、交通事故件数が減少する中、高齢運転者による交通事故の割合は増加し続けており、高齢化により高齢者の運転免許保有者数も増加の一途をたどっている。

公共交通機関の整備が進んでいない中山間地域を多く抱える本県では、居住環境や家庭環境等から移動手段として自家用車を手放すことができず、運転免許証の自主返納が困難な高齢者が多く存在することから、これらの高齢者対策が喫緊の課題となっている。

別紙2 (宣誓証書に記載内容)

記載内容 (※下記○印は空欄、「」は不要)

① 標題

「制限運転宣誓証書」という記載

② 前書き

「私は、交通事故や交通違反を起こさないよう、次のことを守り、これまで以上に慎重な運転を心がけることを宣言します。」という記載

③ 宣誓者の氏名記載欄

③ 宣誓項目

- ・ 体調が悪いときには運転を控える。
- ・ 高速道路での運転を控える。
- ・ 概ね1時間以上の連続した運転を控える。
- ・ 夜間の運転を控える。
- ・ 雨や雪などの悪天候での運転を控える。
- ・ 通学時間帯の運転を控える。
- ・ 速度を控えて運転する。
- ・ 混雑した場所での運転を控える。
- ・ 不慣れな場所での運転を控える。
- ・ その他 ( )
- ・ その他 ( )

④ 前記③項目それぞれのチェック欄

⑤ 後書き

「上記のとおり宣誓されたことを確認しました。」という記載

⑦ 確認日、確認者(団体)、押印欄

「令和〇〇年〇〇月〇〇日 ○〇〇〇〇〇〇 印」